

令和 8 年度 税制改正 要望事項 ( 新設 ・ 拡充 ・ 延長 )

( 環境省 )

項目名	税制全体のグリーン化の推進										
税目	環境関連税制等										
要 望 の 内 容	<p>2025年2月18日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」や、同日に我が国が国連気候変動枠組条約事務局へ提出した新たな削減目標（NDC）においては、2050年ネット・ゼロの実現に向け、2013年度比で2035年度60%減、2040年度73%減という目標が設定されたところである。これらの削減目標の達成に向けて、あらゆる分野での取組の推進が必要であるが、特に、「成長志向型カーボンプライシング」に関しては、今年2月に、排出量取引制度の詳細設計や化石燃料賦課金の基本的考え方等を盛り込んだ「GX2040ビジョン」が示されるとともに、今年5月に改正GX推進法が成立したところであり、これらに基づき、本構想の着実な実現・実行に取り組む。</p> <p>また、「第六次環境基本計画」に基づく、持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築を通じた「循環共生型社会」の実現に向けて、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進するために、以下のとおり、幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進する。</p> <p>(地球温暖化対策)</p> <p>○ 税制全体のグリーン化 平成24年10月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等に関して、「当分の間税率」の廃止について結論を得る際には、同等以上の環境保全効果を確認するための措置を併せて講じなければ二酸化炭素排出量の増加が見込まれ、我が国が国際社会に対し掲げる温室効果ガス削減目標（NDC）の着実な達成に支障をきたすおそれがあることから、税制のグリーン化を進め、我が国の排出量全体の削減につながるような制度設計を求める。</p> <p>(自動車環境対策)</p> <p>○ 地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害者補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。また、令和7年度与党税制改正大綱を踏まえ、取得時における負担軽減等課税のあり方の見直しや保有時の税負担の検討に当たっては、より一層のグリーン化を確保するための所要の措置を求める。</p> <p>(住宅の脱炭素化)</p> <p>○ 2030年度目標の達成や、その先の2050年ネット・ゼロの実現に向け、省エネ性能の高い住宅の普及を一層後押しするため、必要な検討を行い、所要の措置を講ずる。</p> <table border="1" data-bbox="887 1671 1503 1836"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>( —</td> <td>百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>( —</td> <td>百万円)</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	( —	百万円)	(改正増減収額)	( —	百万円)
平年度の減収見込額	—	百万円									
(制度自体の減収額)	( —	百万円)									
(改正増減収額)	( —	百万円)									

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的            自然再興、炭素中立、循環経済など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現することにより、持続可能な社会の構築の推進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性            第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）で、「目指すべき持続可能な社会の姿、循環共生型社会を実現するため、環境・経済・社会の統合的向上の高度化に向け、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等といった個別分野の環境政策を統合的に実施し、相乗効果（シナジー）を発揮させ、経済社会の構造的な課題の解決にも結びつけていく。」とされており、持続可能な社会を構築する観点から、自然再興、炭素中立、循環経済など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現する必要がある。</p> <p>とりわけ地球温暖化対策については、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）において、「環境関連税制等のグリーン化については、2050年ネット・ゼロの実現に向けた重要な施策である。このため、環境関連税制等の環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行うなど、地球温暖化対策に取り組む。」こととされた。我が国及び諸外国において各種施策の実践の蓄積や教訓があることを踏まえながら、税制全体のグリーン化を推進していくことが重要である。</p> <p>また、同計画では、地球温暖化対策のための税について、「2012年10月から施行されている地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例の税収を活用して、各省が連携して縦割りを排しつつ、事業の特性に応じて費用対効果の高い施策に重点化するなど、ワイズスペンディングを強化しながら、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出削減の諸施策を着実に実施していく。」とされており、その税収の有効活用に取り組む必要がある。</p>		
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>9. 9-1. 経済のグリーン化の推進</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>自然再興、炭素中立、循環経済など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現することにより、持続可能な社会の構築の推進を図る。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>—</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>—</p>
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>我が国においては、これまでの環境関連税制が二酸化炭素排出抑制等に相応の効果を有していることに加え、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための地球温暖化対策のための税の導入や、車体課税のグリーン化等の措置が講じられてきた。            しかしながら、国際的には、我が国の環境関連税制による負担水準は必ずしも高いとは言えないこと、我が国の炭素等に係る税率は依然</p>

		として低いこと、更には欧州における国境炭素調整措置等の様々な議論があること等を踏まえれば、税制全体のグリーン化に向けた更なる検討が必要である。
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	税制全体のグリーン化は、税制を環境負荷に応じたものとする事で、環境負荷の抑制に向けた経済的インセンティブを働かせるなど、持続可能な社会を実現する上で有効な政策ツールである。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	ポリシーミックスの考え方に沿って、効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることに留意しながら、税制全体のグリーン化を推進する。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 17～令和 7 年度税制改正要望において、毎年度関連要望を提出。	

令和 8 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（環境省）

項目名	車体課税のグリーン化		
税目	自動車重量税		
要望の内容	<p>地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害者補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。また、令和 7 年度与党税制改正大綱を踏まえ、取得時における負担軽減等課税のあり方の見直しや保有時の税負担の検討に当たっては、より一層のグリーン化を確保するための所要の措置を求めるとともに、自動車重量税が汚染者負担による公害健康被害補償のための安定的財源として果たしてきた役割を踏まえ、引き続き、これを自動車重量税から引き当てることを求める。</p>		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 ( — 百万円) ( — 百万円)

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するよう、環境性能に優れた自動車の普及を推進し、地球温暖化防止、大気汚染の防止を図る。</p> <p>また、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、認定患者に対する補償給付を安定的に行い、もって認定患者の健康被害の回復及び生活の安定を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>(ア) 令和7年度与党税制改正大綱では、</p> <p>「4 自動車関係諸税の総合的な見直し</p> <p>(1) 見直しに当たっての基本的考え方</p> <p>自動車関係諸税については、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、</p> <p>① CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性、地域公共交通のニーズの高まり等を踏まえつつ、自動車関係諸税全体として、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提とする</p> <p>② わが国のマルチパスウェイ戦略の下で、多様な動力源（パワートレイン）が併存していくことを踏まえた税制とする</p> <p>また、わが国の自動車産業を取り巻く国際環境の変化を踏まえ、補助金等も活用しつつ、市場活性化や産業基盤の維持発展に配慮するとともに、電費改善等のイノベーションを促し、質の高い電気自動車等の普及に資する税制とする</p> <p>③ 二酸化炭素排出量抑制により、脱炭素化に向けた取組みに積極的に貢献するものとする</p> <p>④ 自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、使途の明確化を図るとともに、受益と負担の対応関係を分かりやすく説明していく</p> <p>その際、中長期的には、データの利活用による新たなモビリティサービスの発展等、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえる</p> <p>との考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う。</p> <p>(2) 車体課税の見直し</p>
---	--

車体課税については、カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献するものとすべく、国・地方の税収中立の下で、取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和 8 年度税制改正において結論を得る。」

とされた。

(イ) また、地球温暖化対策計画（令和 7 年 2 月閣議決定）において、1.5°C 目標に整合的で野心的な目標として、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減する新たな気候変動対策目標が定められた。加えて、運輸部門の CO2 排出量（2023 年度）は、約 1 億 9,014 万トン（日本全体の 19.2%）、うち、自動車分は約 1 億 6,303 万トンにのぼり、わが国全体の 85.7%に相当するとともに、運輸部門の約 9 割を自動車からの CO2 排出が占めることから、CO2 排出量のより少ない自動車への一層の転換が不可欠である。

(ウ) 本課税において求められる環境性能については、2020 年 3 月に策定された新たな 2030 年度燃費基準が達成された場合、燃費改善率は 2016 年度の実績値と比べて 32.4%改善、2020 年度燃費基準の水準（WLTC モード換算の推定値）と比べて 44.3%改善となることから、こうした燃費基準に基づく燃費改善を踏まえた環境性能が求められるとともに、大気汚染物質である二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）、浮遊粒子状物質（SPM）について安定的・継続的に大気環境基準を確保することが求められている状況であることから、自動車からの排出ガスによる大気汚染問題に的確に対応できることが必要不可欠である。

(ア) ないし (ウ) を踏まえ、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に貢献すべく、燃費改善等を踏まえた環境性能に優れた自動車に対し税制上のインセンティブを与え、その普及を促進し、大気汚染の改善及び地球温暖化の防止を図ることが必要である。

(エ) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）に基づく大気汚染に起因する認定患者への補償給付については、汚染者負担原則に基づき、8 割が固定発生源（工場）から徴収する汚染負荷量賦課金によって、2 割が移動発生源（自動車）に対する自動車重量税からの引当によって賄われている（同法附則第 9 条）。

移動発生源の費用負担が、自動車重量税引当方式となっているのは、汚染者負担原則に基づき、負担の公平性を踏まえつつ、現実にも可能でかつ効率的な方式として、昭和 48 年の中央公害対策審議会において決定されたものであり、その後数年ごとの検討を踏まえた法改正を経て、平成 30 年の法

	<p>改正において、当分の間、自動車重量税引当方式を継続することとされたところ。</p> <p>現在においても、大気汚染に起因する疾病に苦しんでいる認定患者は約2.6万人存在し、認定患者の方の健康被害の回復、生活の安定において、補償給付は重要な役割を担っている。</p> <p>このため、汚染者負担の原則に基づき安定的な財源確保を図るためには、引き続き、自動車重量税から引き当てる必要がある。</p>		
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>(I) 環境性能に優れた自動車の普及      施策1. 地球温暖化対策の推進          目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり      施策3. 大気・水・土壌環境等の保全          目標3-1 大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策を含む）</p> <p>(II) 大気汚染認定患者への補償給付      施策8. 環境保健対策の推進          目標8-1 公害健康被害対策（補償・予防）</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>(I) 環境性能に優れた自動車の普及      ○令和7年度与党税制改正大綱（令和6年12月20日）      4. 自動車関係諸税の総合的な見直し      (1) 見直しに当たっての基本的考え方          自動車関係諸税については、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、          ① CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性、地域公共交通のニーズの高まり等を踏まえつつ、自動車関係諸税全体として、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提とする</p>

② わが国のマルチパスウェイ戦略の下で、多様な動力源（パワートレイン）が併存していくことを踏まえた税制とする

また、わが国の自動車産業を取り巻く国際環境の変化を踏まえ、補助金等も活用しつつ、市場活性化や産業基盤の維持発展に配慮するとともに、電費改善等のイノベーションを促し、質の高い電気自動車等の普及に資する税制とする

③ 二酸化炭素排出量抑制により、脱炭素化に向けた取組みに積極的に貢献するものとする

④ 自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、用途の明確化を図るとともに、受益と負担の対応関係を分かりやすく説明していく

その際、中長期的には、データの利活用による新たなモビリティサービスの発展等、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえる

との考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う。

## （２）車体課税の見直し

車体課税については、カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献するものとするべく、国・地方の税収中立の下で、取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和８年度税制改正において結論を得る。

## （３）利用に応じた負担の適正化に向けた課税の枠組み

異なるパワートレイン間の税負担の公平性や将来に向けた安定的な財源確保、ユーザーの納得感の観点から、利用に応じた負担について、用途、執行・関係技術等を踏まえ検討し、課税の枠組みについて、令和８年度税制改正において結論を得る。

## ○日本の NDC（令和 7 年 2 月提出）

日本は、世界全体での 1.5℃目標と整合的で、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す、新たな

			<p>「日本のNDC（国が決定する貢献）」を、国連気候変動枠組条約事務局へ提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年第117号）で2050年カーボンニュートラルが明記。</li> <li>○ 地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）において「乗用車については、2035年までに、新車販売で電動車（EV、FCV、PHEV、HV）100%の実現を目指す」こと、及び、「2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」ことを規定。</li> <li>○ 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和3年6月18日策定） 「税制については、「令和3年度与党税制改正大綱」を踏まえ、次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行うこととし、2050年カーボンニュートラル目標の実現に積極的に貢献するものとするよう、検討を行う。」</li> <li>○ 成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定） 「自動車分野においては、サプライチェーン全体でのカーボンニュートラル化を目指し、エネルギーの脱炭素化と合わせて、包括的な支援策を実施し、電動化を推進する。」</li> <li>○ 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（令和4年11月22日閣議決定） 対策地域において、令和8年度までにNO2及びSPMに係る大気環境基準を確保。</li> </ul> <p>（Ⅱ）公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、認定患者に対する補償給付を安定的に行い、もって認定患者の健康被害の回復及び生活の安定を図る。</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	（Ⅰ）運輸部門の排出量は、2023年度確報値で約1億9,014万トン（2013年度約2億1,500万トン）であり、2050年カー

		<p>ボンニュートラルの実現に向けて取組の一層の加速化を図る必要がある。</p> <p>エコカー減税等により環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、令和5年における電動車（HV・PHEV・BEV・FCV）の販売台数は約198万台、新車販売台数（乗用車）全体の約49.7%であり、上記目標（新車販売で電動車100%等）の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。</p> <p>また、令和5年度大気環境基準達成率は、NO2が100%、SPMが100%となっているが、引き続きNO2、SPMについて安定的・継続的に大気環境基準を確保することが求められている状況にある。</p> <p>（Ⅱ）昭和49年以来、自動車重量税からの引当が維持され、これまで認定患者の補償給付が安定的に行われてきた（令和7年度）の引当金は約60億円。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>（Ⅰ）令和7年度与党税制改正大綱において「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に向けた積極的な貢献を求められているところ、環境性能に優れた自動車に対し税制上のインセンティブを与えることにより、環境性能に優れた自動車の普及を一層促進する効果が期待できる。環境性能に優れた自動車の普及により、自動車からのNOx・PM排出量の大幅な削減とそれに伴う大気環境の改善が期待できるとともに、CO2削減効果も大きく、地球温暖化防止にも資することから、本要望事項は有効である。</p> <p>（Ⅱ）自動車重量税からの引当により、汚染者負担の原則に基づき、徴収コストを抑えながら、安定的に補償財源を確保することが可能であることから、本要望事項は有効である。</p>
相当	当該要望項目以外の税制上の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（軽）自動車税（環境性能割）</li> <li>・（軽）自動車税に係るグリーン化特例</li> </ul>

		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>○商用車等の電動化促進事業  (経済産業省・国土交通省連携事業)  (1) 令和6年度補正予算額：400億円  (2) 補助内容  補助対象：民間事業者等  対象事業：・電動化されたトラック・タクシー・バス等の導入支援  ・事業所や営業拠点への充電インフラの整備の支援  補助率：標準的燃費水準の車両との差額の2/3又は本体価格の1/4等</p> <p>○環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業  (国土交通省・経済産業省連携事業)  (1) 令和7年度予算額：33億円  (2) 補助内容  補助対象：民間事業者等  対象事業：HVトラック・バス等の導入支援  補助率：標準的燃費水準の車両との差額の1/2等</p>
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>次世代自動車等環境性能の高い自動車の導入を税制及び財政の面から支援し、もって普及を促進することを目的としている。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>(I) 令和7年度与党税制改正大綱において、「2050年カーボンニュートラル」目標への実現に向けた積極的な貢献が求められていることを踏まえ、環境性能に優れた自動車の購入への税制上のインセンティブを与えることで、広く国民に対して、環境性能に優れた自動車の普及を一層促進するとともに、自動車からの大気汚染物質等の排出量削減によるNO<sub>2</sub>、SPMの大気環境基準の確保やCO<sub>2</sub>削減効果による地球温暖化防止を推進することが可能である。</p> <p>(II) 仮に予算措置で対応しようとするれば、汚染者負担の原則という、公害健康被害の補償等に関する法律の趣旨に反することとなる。また、仮に賦課金で措置しようとするれば、既存税制（自動車重量税）からの引当と比較し、徴収コストがかさむこととなり国民の理解を得ることができない。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>○ 自動車重量税のエコカー減税(財務省試算)</p> <p>平成 25 年度：約 440 億円  平成 26 年度：約 720 億円  平成 27 年度：約 610 億円  平成 28 年度：約 730 億円  平成 29 年度：約 730 億円  平成 30 年度：約 660 億円  令和元年度：約 620 億円  令和 2 年度：約 600 億円  令和 3 年度：約 510 億円  令和 4 年度：約 400 億円  令和 5 年度：約 500 億円</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 21 年度にいわゆる「エコカー減税」制度創設。</li> <li>・ 平成 24 年度税制改正において、燃費基準等の要件を引き上げた上で 3 年延長。</li> <li>・ 平成 26 年度税制改正において、エコカー減税拡充、経年車重課を行った。</li> <li>・ 平成 27 年度税制改正において、平成 32 年度燃費基準への単純置き換えを行うとともに、現行の平成 27 年度燃費基準によるエコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする等の措置を講じた。</li> </ul>	

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 平成 29 年度税制改正において、対象範囲を平成 32 年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で2年間延長され、実施に当たっては、段階的に基準を引き上げる措置を講じた。</li><li>・ 平成 31 年度税制改正において、政策インセンティブを強化するなどの観点から、軽減割合等の見直しを行うとともに、2回目車検時の免税対象について電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車等に重点化を図った。</li><li>・ 令和3年度税制改正において、対象範囲を乗用車の2030年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で2年間延長され、実施に当たっては、段階的に基準を引き上げる措置を講じた。</li><li>・ 令和5年度税制改正において、令和6年1月からは減免区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げた上で、現行制度を維持する期間を含めて適用期限を合計3年延長する措置を講じた。</li></ul> |
|--|--|

令和 8 年度 税制改正 要望事項 ( 新設・拡充・延長 )

( 環境省 )

項目名	住宅ローン減税等の住宅取得等促進策に係る所要の措置								
税目	所得税								
要望の内容	<p>住宅価格の高騰等により住宅取得環境が厳しくなる中においても、多様化する居住ニーズへの対応、カーボンニュートラルなど、2050 年に目指す住生活の実現に向けて、令和 7 年末に適用期限を迎える住宅ローン減税、認定住宅の投資型減税について、必要な検討を行い、所要の措置を講じる。</p> <table border="1" data-bbox="890 831 1503 999"> <tr> <td data-bbox="890 831 1209 891">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1209 831 1503 891">— 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="890 891 1209 952">( 制度自体の減収額 )</td> <td data-bbox="1209 891 1503 952">( — 百万円 )</td> </tr> <tr> <td data-bbox="890 952 1209 999">( 改正増減収額 )</td> <td data-bbox="1209 952 1503 999">( — 百万円 )</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	— 百万円	( 制度自体の減収額 )	( — 百万円 )	( 改正増減収額 )	( — 百万円 )
平年度の減収見込額	— 百万円								
( 制度自体の減収額 )	( — 百万円 )								
( 改正増減収額 )	( — 百万円 )								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>足下の住宅市場は、戸建住宅、マンションのいずれも、コロナ禍以前と比べて価格上昇率が 2 桁を超えるなど住宅価格の高騰が続いているとともに、住宅ローンについては、近年固定金利が大きく上昇しているほか、変動金利も足下で上昇が見られる。また、実質賃金はそれほど上がっておらず、住宅所要資金は年々上昇するなど、住宅取得環境は一段と厳しさを増している。</p> <p>一方、「住生活基本計画（全国計画）」（令和 3 年 3 月 19 日閣議決定）においては、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクル CO2 排出量が少ない長期優良住宅ストックや ZEH ストックを拡充することとされており、引き続き省エネ性能の高い住宅の取得を促進していく必要があることに加え、現在、社会資本整備審議会住宅宅地分科会において、住生活基本計画の見直しに向けた議論が進められており、この検討状況も踏まえ、住宅取得等促進策を講じる必要がある。</p> <p>こうした状況を踏まえ、令和 7 年末に適用期限を迎える住宅ローン減税、認定住宅の投資型減税について、必要な検討を行い、所要の措置を講じる必要がある。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○ 住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）（目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保</li> <li>・脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成</li> </ul> <p>（基本的な施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の年収倍率等の上昇等を踏まえ、時間に追われる若年世帯・子育て世帯の都心居住ニーズもかなえる住宅取得の推進</li> <li>・駅近等の利便性重視の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便性や規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進。子どもの人数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進</li> <li>・2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクルCO2排出量が少ない長期優良住宅ストックやZEHストックを拡充</li> </ul>
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	住宅ローン減税等の住宅取得等促進策に係る所要の措置（個人住民税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—	

令和 8 年度 税制改正 要望事項 ( 新設 ・ 拡充 ・ 延長 )

( 環境省 )

項 目 名	既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世帯同居・長期優良住宅化・子育て対応リフォームに係る特例措置の延長	
税 目	所得税	
要 望 の 内 容	<p><b>【制度の概要】</b>                  一定の改修工事（耐震・バリアフリー・省エネ・三世帯同居・長期優良住宅化・子育て対応）を含む増改築等を行った場合、以下の額（①+②）を工事年分の所得税額から控除する。</p> <p>①一定の改修工事（耐震・バリアフリー・省エネ・三世帯同居・長期優良住宅化・子育て対応）を行った場合、標準的な工事費用相当額の合計（耐震・省エネ<sup>※1</sup>・三世帯同居・長期優良住宅化<sup>※2</sup>・子育て対応：限度額250万円、バリアフリー：限度額200万円）の10%                  ※1 省エネ：太陽光発電設備設置時は350万円                  ※2 長期優良住宅化：耐震及び省エネ改修を併せて行った場合は500万円</p> <p>②上記工事に係る標準的な工事費用相当額の合計のうち限度額超過分及びその他増改築等工事の費用に要した額の合計額分<sup>※3</sup>の5%                  ※3 最大対象工事限度額は標準的な工事費用相当額と同額、かつ①と②の合計1,000万円が限度</p> <p><b>【要望の内容】</b>                  特例措置の適用期限を2年間（令和9年12月31日まで）延長する。</p> <p><b>【関係条文】</b>                  租税特別措置法第41条の19の2、第41条の19の3                  租税特別措置法施行令第26条の28の4、第26条の28の5                  租税特別措置法施行規則第19条の11の2、第19条の11の3</p>	
	平年度の減収見込額	— 百万円
	(制度自体の減収額)	( ▲2,441 百万円)
	(改正増減収額)	( — 百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>性能向上リフォームを推進することにより、耐震性、バリアフリー性、省エネ性等に優れた良質で次の世代に資産として承継できるような住宅ストックを形成し、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図る。また、子育て世代の出産・子育てへの不安・負担軽減の観点から、三世帯同居や子育てに対応した住宅を希望する者が、実際に希望を実現できるような環境整備を図る。これらを通じて、豊かな住生活の実現と経済の活性化を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国の住宅ストックは戸数的には充足する一方で、今後は総世帯数が減少傾向となっていくことが見込まれており、ストック活用型社会への転換が求められている。このためには、性能向上リフォームの適切な実施等により、既存住宅を安全で質の高い住宅ストックに更新するとともに、家族において世代間で助け合いながら子や孫を育てることができるよう三世帯同居に対応した優良な住宅や、家事負担の軽減等に資する子育てに対応した優良な住宅の整備・リフォームを行い、資産として次の世代に承継されていく新たな流れを創出することが重要である。</p> <p>この点、「住生活基本計画」（令和3年3月19日閣議決定）において、「耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックの更新」や「子育てしやすく家事負担の軽減に資するリフォームの促進」に取り組むこととされている。</p> <p>このため、既存住宅の改修を行う者に対し、適切なインセンティブを与え、性能向上リフォームを促進することで、住宅ストックの質の向上を図り、リフォーム市場を活性化していく必要がある。</p>
<p>今回の要望（租税特別措置）に関する</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てしやすく家事負担の軽減に資するリフォームの促進</li> <li>・長期優良住宅の維持保全計画の実施など、住宅の計画的な点検・修繕及び履歴情報の保存を推進</li> <li>・耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックへの更新</li> <li>・2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクル CO2 排出量が少ない長期優良住宅ストックや ZEH ストックを拡充</li> </ul> </li> <li>○こども大綱（令和5年12月22日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。</li> </ul> </li> <li>○こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもや子育て世帯の目線に立った「こどもまんなかまづくり」を加速化させる。</li> </ul> </li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援の現場からも子育て世代の居住環境の改善を求める声があることから、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。</li> </ul> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和7年6月13日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭における省エネへの支援を進める</li> <li>・子育て世帯への住宅支援に取り組む</li> </ul> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭における断熱性能に優れた窓への改修やヒートポンプ等の高効率給湯器の導入に対する支援</li> </ul> <p>（政策評価体系における位置づけ）</p> <p>政策目標 1  少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標 2  住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する</p> <p>業績指標 6  既存住宅流通及びリフォームの市場規模</p> <p>&lt;耐震化&gt;</p> <p>政策目標 4  水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標 11  住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p>業績指標 36  ①住宅の耐震化率</p> <p>&lt;バリアフリー&gt;</p> <p>政策目標 2  良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>施策目標 3  総合的なバリアフリー化を推進する</p> <p>業績指標 11  高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合</p> <p>&lt;省エネ&gt;</p> <p>政策目標 3  地球環境の保全</p> <p>施策目標 9  地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p> <p>業績指標 24  省エネ基準に適合する住宅ストックの割合</p> <p>&lt;長期優良化&gt;</p> <p>政策目標 1  少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標 1  居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>業績指標 4  認定長期優良住宅のストック数</p> <p>&lt;三世帯同居・子育て&gt;（こども家庭庁より）</p>
--	--	--	--

		<p>政策目標 こども政策の推進          施策目標 こども政策の総合的な推進          具体的な目標 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服</p>
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 14兆円（令和12年）</li> <li>・住宅の耐震化率 耐震性が不十分なものをおおむね解消（令和17年）</li> <li>・高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 25%（令和12年度）</li> <li>・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 30%（令和12年度）</li> <li>・認定長期優良住宅のストック数 約250万戸（令和12年度）</li> <li>・「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 70%（令和10年）</li> </ul>
	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和8年1月1日～令和9年12月31日）
	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 約13.3兆円（令和9年）</li> <li>・住宅の耐震化率 耐震性が不十分なものをおおむね解消（令和17年）</li> <li>・高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 約22.4%（令和9年度）</li> <li>・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 約25.3%（令和9年度）</li> <li>・認定長期優良住宅のストック数 約212万戸（令和9年度）</li> <li>・「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 70%（令和10年）</li> </ul>
	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12.3兆円（令和5年）</li> <li>・住宅の耐震化率 90%（令和5年）</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 19%（令和5年度）</li> <li>・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 19%（令和5年度）</li> <li>・認定長期優良住宅のストック数 約174万戸（令和6年度）</li> <li>・「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 27.8%（令和5年）</li> </ul>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和8年 耐震：2,480件、バリアフリー：1,079件、省エネ：3,118件、三世帯同居：2,383件、長期優良住宅化：68件、子育て：1,244件</p> <p>令和9年 耐震：2,577件、バリアフリー：1,121件、省エネ：3,240件、三世帯同居：2,476件、長期優良住宅化：71件、子育て：1,293件</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	耐震性、バリアフリー性、省エネ性等の向上に資する性能向上リフォームを広く誘導することや三世帯同居対応リフォームや子育て対応リフォームを促進することは、政策目標等の達成のために有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置（固定資産税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅・建築物安全ストック形成事業（令和8年度予算概算要求額：社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の内数）</li> <li>○環境・ストック活用推進事業（省エネ関係）（令和8年度予算概算要求額：●億円の内数）</li> <li>○住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（令和8年度予算概算要求額：●億円の内数）</li> </ul>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記措置と相まって、税制においても必要な措置を講じることにより、性能向上リフォーム等を推進する。
	要望の措置の妥当性	耐震性・バリアフリー性・省エネ性等の向上に資する性能向上リフォームを広く誘導するため、また、三世帯同居対応リフォームや子育て対応リフォームの促進を図るため、その工事に係る負担を税制上軽減することは効果的である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>《令和4年》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震 : 2,843件 ▲ 1,068百万円</li> <li>・バリアフリー : 814件 ▲ 147百万円</li> <li>・省エネ : 1,761件 ▲ 331百万円</li> <li>・三世帯同居 : 1,291件 ▲ 432百万円</li> <li>・長期優良住宅化 : 49件 ▲ 9百万円</li> </ul> <p>《令和5年》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震 : 2,215件 (2,859件) ▲ 539百万円</li> <li>・バリアフリー : 1,136件 (818件) ▲ 331百万円</li> <li>・省エネ : 1,684件 (1,772件) ▲ 396百万円</li> <li>・三世帯同居 : 1,930件 (1,298件) ▲ 680百万円</li> <li>・長期優良住宅化 : 42件 (50件) ▲ 13百万円</li> </ul> <p>《令和6年》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震 : 2,297件 (2,876件) ▲ 783百万円</li> <li>・バリアフリー : 999件 (823件) ▲ 248百万円</li> <li>・省エネ : 2,888件 (1,782件) ▲ 665百万円</li> <li>・三世帯同居 : 2,207件 (1,306件) ▲ 334百万円</li> <li>・長期優良住宅化 : 63件 (50件) ▲ 12百万円</li> <li>・子育て対応 : 1,151件 (782件) ▲ 307百万円</li> </ul> <p>※いずれも推計値  (括弧内の数値は前回要望時の適用見込み件数)  (前回要望との乖離の理由)  前回要望時よりも、積算の元となる固定資産減額措置の適用件数に増減があったため。</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	租税特別措置の適用件数は堅調に推移しており、本特例措置は、性能向上リフォーム等の促進に寄与している。
	前回要望時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 14兆円(令和12年)</li> <li>・住宅の耐震化率 耐震性の不足するものをおおむね解消(令和12年)</li> <li>・高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 約21.7%(令和7年度)</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 約 22% (令和7年度)</li> <li>・認定長期優良住宅のストック数 約 186 万戸 (令和7年度)</li> <li>・「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 27.8% (令和5年) →70% (令和10年)</li> </ul>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12.3 兆円 (令和5年)</li> <li>・住宅の耐震化率 90% (令和5年)</li> <li>・高齢者 (65 歳以上の者) の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 19% (令和5年度)</li> <li>・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 19% (令和5年度)</li> <li>・認定長期優良住宅のストック数 約 174 万戸 (令和6年度)</li> <li>・「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 27.8% (令和5年)</li> </ul> <p>政策目標の達成のためには、本特例措置を延長することで、既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する改修を広く誘導していくことが必要である。なお、目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難である。</p>
	<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●耐震 (投資型)</li> <li>平成 18 年度：創設</li> <li>平成 21 年度：5 年延長・拡充・減縮</li> <li>平成 23 年度：拡充・減縮</li> <li>平成 25 年度：4 年延長・拡充</li> <li>平成 27 年度：1 年半延長</li> <li>平成 28 年度：2 年半延長・拡充</li> <li>令和 4 年度：2 年延長・統合</li> <li>令和 6 年度：2 年延長</li> <li>●バリアフリー (投資型)</li> <li>平成 21 年度：創設</li> <li>平成 23 年度：2 年延長・減縮</li> <li>平成 25 年度：5 年延長・拡充・減縮</li> <li>平成 27 年度：1 年半延長</li> <li>平成 28 年度：2 年半延長・拡充</li> <li>令和 4 年度：2 年延長・統合</li> </ul>

令和 6 年度：2 年延長  
(ローン型)  
平成 19 年度：創設  
平成 21 年度：5 年延長  
平成 25 年度：4 年延長・減縮  
平成 27 年度：1 年半延長  
平成 28 年度：2 年半延長・拡充  
令和 4 年度：統合

●省エネ  
(投資型)

平成 21 年度：創設  
平成 23 年度：2 年延長・減縮  
平成 25 年度：5 年延長・拡充・減縮  
平成 27 年度：1 年半延長  
平成 28 年度：2 年半延長・拡充  
平成 29 年度：拡充  
令和 4 年度：2 年延長・統合  
令和 6 年度：2 年延長

(ローン型)  
平成 20 年度：創設  
平成 21 年度：5 年延長  
平成 23 年度：拡充・減縮  
平成 25 年度：4 年延長・拡充・減縮  
平成 27 年度：1 年半延長  
平成 28 年度：2 年半延長・拡充・減縮  
平成 29 年度：拡充  
令和 4 年度：統合

●三世帯同居  
(投資型)

平成 28 年度：創設  
令和 4 年度：2 年延長・統合  
令和 6 年度：2 年延長

(ローン型)  
平成 28 年度：創設  
令和 4 年度：統合

●長期優良住宅化  
(投資型)

平成 29 年度：創設  
令和 4 年度：2 年延長・統合  
令和 6 年度：2 年延長

(ローン型)  
平成 29 年度：創設  
令和 4 年度：統合

●子育て対応  
令和 6 年度：創設

	令和 7 年度：1 年延長
--	---------------

項目名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長
税目	<p>所得税 ( 租税特別措置法第 10 条、租税特別措置法施行令第 5 条の 3、租税特別措置法施行規則第 5 条の 6 )</p> <p>法人税 ( 租税特別措置法第 42 条の 4、租税特別措置法施行令第 27 条の 4、租税特別措置法施行規則第 20 条 )</p>
要望の内容	<p>我が国の成長力・国際競争力を高めるには、中長期的に企業の研究開発投資の増加を促し、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブの強化が必要。特に、科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化の時代」が到来しており、各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わず支えた上で、戦略技術領域に対する研究開発投資の拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコールフティングな投資環境の整備等に向けた見直しを行う。</p> <p>○既存の一般型等とは別に、日本の戦略技術領域を対象とした戦略技術領域型を創設</p> <p>○オープンイノベーション型の中に、特定大学等戦略研究拠点との共同・委託研究を追加</p> <p>○大学等との共同・委託研究時の対象費用の明確化、手続き合理化</p> <p>○税額控除の繰越制度の導入</p> <p>○高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充</p> <p>○中堅企業に対するインセンティブの強化</p> <p>○試験研究費の範囲の明確化</p> <p>○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 ( 3 年間延長 ( 令和 10 年度末まで ) )</p> <p>○増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例の延長 ( 3 年間延長 ( 令和 10 年度末まで ) )</p> <p>○試験研究費の額が平均売上金額の 10% 超の場合の上乗措置の適用期限の延長 ( 3 年間延長 ( 令和 10 年度末まで ) )</p> <p>○中小企業者等について、試験研究費が 12% 超増加した場合の上乗措置の適用期限を延長 ( 3 年間延長 ( 令和 10 年度末まで ) )</p> <p>○中小企業者等について、試験研究費が 12% 超増加した場合の控除率及び控除上限の上乗措置の適用期限を延長 ( 3 年間延長 ( 令和 10 年度末まで ) )</p> <p>○中小企業等における控除率の見直し</p> <p>○中小企業者等の手続きの明確化 ( 試験研究費の算出に必要な証憑類の周知 )</p> <p>○オープンイノベーション型における中小企業者向けの控除率の上乗せ</p> <p style="text-align: right;">等</p>

		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)		(精査中) 百万円 (▲947,900) 百万円 (23,000) 百万円	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		(1) 政策目的 我が国の研究開発投資総額（令和5年度：22.0兆円）の大層を占める民間企業の研究開発投資（同：18.0兆円）を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。			
		(2) 施策の必要性 我が国の民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約8割を担っており、イノベーション創出にあたって中核的な機能を果たしている。我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進していく必要がある。 一般的に、研究開発投資は、企業にとっては「今すぐには稼げない」投資であり、その経済効果も後から生まれるものであることから、短期的に見た場合には優先順位が低くなる。 また、研究開発投資は、一企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える（スピルオーバー効果）いわゆる外部経済性を有するため、社会的に望ましい水準を下回り過小投資となりやすい性質も持つ。そのため、我が国の成長力・国際競争力の源泉となる研究開発活動を適正水準へと促し、さらに加速させるために政府による支援が必要である。 革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。 加えて、近年、科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化」の時代が到来し、各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わず支えた上で、戦略技術領域に対する研究開発投資を拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコルフットイングな投資環境の整備等に必要な税制措置を講じることが必要である。			
今 回 の 要 望 (租 税)	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及 ○科学技術・イノベーション基本計画〔令和3年3月26日閣議決定〕 第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化 (b) あるべき姿とその実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標） ・ 2021年度より2025年度までの、政府研究開発投資の総額の規模：約30兆円		

- ・ 2021 年度より 2025 年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額：約 120 兆円（政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案）

○経済財政運営と改革の基本方針 2025 [令和 7 年 6 月 13 日閣議決定]

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

（中堅・中小企業による賃上げの後押し）

中堅企業の研究開発や大規模設備投資を支援するとともに、ファンド等からの出資を通じ、資金調達環境を整備する。～略～100 億円超えの売上げを目指すことを宣言する企業の設備投資支援等を行うとともに、中小・小規模事業者の新事業進出・事業構造転換、研究開発及び新製品・サービス開発を支援する。

3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

～略～

(4) 先端科学技術の推進

我が国の国力に直結する科学技術・イノベーション力を強化し、国際競争を勝ち抜くため、官民が連携して大胆な投資を行い、多様で豊富な「知」を生み出すエコシステムを活性化させる。このため、社会課題解決の原動力となる AI、量子、フュージョンエネルギー、マテリアル、バイオ、半導体、次世代情報通信基盤 (Beyond 5G)、健康・医療等について、分野をまたいだ技術融合による研究開発・社会実装を一気通貫で推進する。

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版 [令和 7 年 6 月 13 日閣議決定]

Ⅲ. 投資立国の実現

2030 年度 135 兆円、2040 年度 200 兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。

1. 中堅企業の創出・成長加速

② 中堅企業の研究開発・輸出の促進

～略～

同時に、中堅・中小企業による大学等との連携も含めた研究開発を大胆に促すための仕組みを検討する。

V. 科学技術・イノベーション力の強化

1. 産業競争力を高めることを軸とした戦略的に重要な技術領域への一気通貫での支援

研究開発を通じた日本企業の産業競争力の向上の観点から、各国が戦略的に重要な技術領域を見極めて、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、人材育成・研究開発・成長する大学などの拠点形成・設備投資・スタートアップ育成・ルール形成等の政策を一気通貫で講じる中、我が国において戦略的な重要技術領域でのイノベーションを誘発していくための取組を強化していく。

このためにも、重要技術領域での企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進等に加え、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するため、これまで実施してきた施策の振り返りも踏まえつつ、研究開発税制等の税制によるメリハリあるインセンティブを検討する。

○産業構造審議会経済産業政策新機軸部会 第4次中間整理 ～成長投資が導く2040年の産業構造～ [令和7年6月3日]

IV. 長期目標に向けた施策の進捗と今後検討が必要となる政策  
(10)イノベーション・スタートアップ

③今後必要な施策

【国として重要な技術領域への一貫通貫での集中支援】

(研究開発投資インセンティブの重点化・強化)

・研究開発税制について、戦略的に重要な技術への企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進、製造業のみならず非製造業における研究開発の促進、中堅企業の成長につながる研究開発投資の拡大に関するインセンティブの強化を検討する。

・研究開発税制等について、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブの強化を検討する。

○産業構造審議会イノベーション・環境分科会イノベーション小委員会中間とりまとめ～「科学とビジネスの近接化」時代のイノベーション政策～ [令和7年4月17日]

3. 政策の方向性と具体的施策

(1) 戦略技術領域の特定と一貫通貫支援

① 研究開発投資インセンティブの重点化・強化

有望な先端的な科学領域への巨額の投資競争が進む現状を踏まえ、戦略的に重要な技術について、国が一步前に出て、企業によるリスク投資の呼び水としてのインセンティブ措置の強化を検討する。あわせて、国内外の企業による我が国での研究開発・イノベーション投資の加速に向け、国際情勢も踏まえつつ、研究開発拠点としての立地競争力を強化すべく、中長期目線での投資環境の整備、大学やスタートアップとの連携強化、産業界から資金を得た大学等の研究力強化、知財や博士を含む人材の有効活用促進等、川上から川下までの一貫した戦略的措置の充実化とともに、研究開発のポテンシャルを有する中堅企業へのインセンティブ措置の強化を検討する。

<具体的施策>

・量子、AI、バイオ等の戦略的に重要な技術について、企業が研究開発投資を拡大するためのインセンティブ施策の強化(予算、研究開発税制等)

・戦略技術領域に関する重要拠点の特定と企業が中長期目線で連携を深めていくためのインセンティブ施策の強化(予算、研究開発税制等)

・企業における博士を含む人材の活用促進のインセンティブの強化(予算、研究開発税制等)

・中堅企業の成長につながる研究開発投資のインセンティブ施策の強化(予算、研究開発税制等)

・国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブ施策の強化(予算、研究開発税制等)

③ 人材高度化・多様化とグローバル・タレントの獲得 イノベーションを進めるためには、多様な高度人材を育成・確保すると同時に、こうした人材が産学官を超えて共働することを促進する必要がある。そこで、トップクラスのエンジニア等も含めたイノベーションを支える高度人材を確保するため、産学官連携による人材育成の強化、企業における博士人材の活用促進、高度外国人材の呼び込みを進めるとともに、多様な経験によるイノベーションの加速に向けた産学間や大企業とスタートアップ間の人材交流を加速する。

<具体的施策>

～略～

			<p>・企業における博士人材の活用促進のインセンティブの強化（予算、研究開発税制等）、博士人材の活用促進に向けたガイドブックの普及</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>○2021年度～2025年度までの目標 官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする。 （政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案）</p> <p>○2026年度以降の目標 2026年度（令和8年度）以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和7年度中を目途に第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本特例措置の目標についても同計画を踏まえて設定。</p> <p>《成果指標》 国内研究開発投資の総額</p> <p>《目標値》 官民合わせた研究開発投資の総額を2026年度より2030年度までに約120兆円（5年間）にする。（2026年度（令和8年度）以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和7年度中を目途に第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本措置についても同計画を踏まえ設定する。）</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>○既存の一般型等とは別に、日本の戦略技術領域を対象とした戦略技術領域型の創設</p> <p>○オープンイノベーション型の中に、特定大学等戦略研究拠点との共同・委託研究の追加</p> <p>○大学等との共同・委託研究時の対象費用の明確化、手続き合理化</p> <p>○税額控除の繰越制度の導入</p> <p>○高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充</p> <p>○中堅企業に対するインセンティブの強化</p> <p>○試験研究費の範囲の明確化</p> <p>○中小企業等における控除率の見直し</p> <p>○中小企業者等の手続きの明確化（試験研究費の算出に必要な証憑類の周知）</p> <p>○オープンイノベーション型における中小企業者向けの控除率の上乗せ</p> <p>（以上、適用期限の定めなし）</p> <p>○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長</p> <p>○増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例の延長</p> <p>○試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗措置の延長</p> <p>○中小企業者等について、試験研究費が12%超増加した場合に控除率及び控除上限の上乗措置の延長</p> <p>（以上、令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間））</p>

	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>第7期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中</p>																												
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>○官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にするとの達成目標に対して、2021年度～2023年度の研究開発投資総額の合計は約62.5兆円となっている。</p> <p>研究費の推移（兆円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2021年度</th> <th>2022年度</th> <th>2023年度</th> <th>2024年度※</th> <th>2025年度※</th> <th>合計</th> <th>目標値 (2021～2025年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総額</td> <td>19.7</td> <td>20.7</td> <td>22.0</td> <td>- (23.4)</td> <td>- (24.9)</td> <td>62.5 (110.7)</td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2024年度は科学技術研究調査による統計データが公表されておらず、2025年度は事業年度中であり実績の把握ができないため、2023年度の研究費の対前年度伸び率を前提とした予測値を記載。</p> <p>企業の自己負担研究費（兆円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2021年度</th> <th>2022年度</th> <th>2023年度</th> <th>2024年度</th> <th>2025年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業</td> <td>15.7</td> <td>17.0</td> <td>18.0</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>[出典：2024年（令和6年）科学技術研究調査（総務省）]</p>		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度※	2025年度※	合計	目標値 (2021～2025年度)	総額	19.7	20.7	22.0	- (23.4)	- (24.9)	62.5 (110.7)	120		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	企業	15.7	17.0	18.0	-	-
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度※	2025年度※	合計	目標値 (2021～2025年度)																							
総額	19.7	20.7	22.0	- (23.4)	- (24.9)	62.5 (110.7)	120																							
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度																									
企業	15.7	17.0	18.0	-	-																									
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>○令和8年度適用件数見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般型 9,650件／事業年度</li> <li>・中小企業技術基盤強化税制 6,016件／事業年度</li> <li>・オープンイノベーション型 2,941件／事業年度</li> </ul>																												
	<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>研究論文（Kasahara et al. (2014)）によれば、2003年度の税制改正における総額型の導入により、研究開発投資が3.0～3.4%増加したとされている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所がEBPMの一環として行った研究のディスカッションペーパー（池内(2022)）によれば、2015年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。</p> <p>以上のように、本税制の効果分析は一定程度行われているところであるが、こうした過去の分析等を踏まえつつ、引き続き、本税制の効果分析について検討していく。</p>																												
相当	<p>当該要望項目以外の税制上の措置</p>	<p>なし</p>																												

<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定</p>																																				
<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。          なお、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p> <p>民間研究開発投資に対する政府支援の割合</p> <table border="1" data-bbox="564 622 1362 994"> <thead> <tr> <th></th> <th>研究開発税制等</th> <th>補助金等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>5.89%</td> <td>1.85%</td> <td>7.74%</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td>5.20%</td> <td>3.90%</td> <td>9.10%</td> </tr> <tr> <td>英国</td> <td>15.05%</td> <td>5.13%</td> <td>20.18%</td> </tr> <tr> <td>独国</td> <td>0.19%</td> <td>3.52%</td> <td>3.71%</td> </tr> <tr> <td>仏国</td> <td>19.48%</td> <td>9.39%</td> <td>28.87%</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>5.65%</td> <td>4.91%</td> <td>10.56%</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>12.54%</td> <td>2.40%</td> <td>14.94%</td> </tr> <tr> <td>OECD 平均</td> <td>6.5%</td> <td>4.81%</td> <td>11.31%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：OECD Government direct funding and tax support for business R&amp;D, 2023 As a percentage of BERD)</p> <p>※独国は従来税制支援制度が無かったが、研究開発に係る税制上の優遇措置に関する法律 Research Allowance Act (RAA) を2019年可決、2020年1月から施行。</p>		研究開発税制等	補助金等	合計	日本	5.89%	1.85%	7.74%	米国	5.20%	3.90%	9.10%	英国	15.05%	5.13%	20.18%	独国	0.19%	3.52%	3.71%	仏国	19.48%	9.39%	28.87%	韓国	5.65%	4.91%	10.56%	中国	12.54%	2.40%	14.94%	OECD 平均	6.5%	4.81%	11.31%
	研究開発税制等	補助金等	合計																																		
日本	5.89%	1.85%	7.74%																																		
米国	5.20%	3.90%	9.10%																																		
英国	15.05%	5.13%	20.18%																																		
独国	0.19%	3.52%	3.71%																																		
仏国	19.48%	9.39%	28.87%																																		
韓国	5.65%	4.91%	10.56%																																		
中国	12.54%	2.40%	14.94%																																		
OECD 平均	6.5%	4.81%	11.31%																																		
<p>要望の措置の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。</li> <li>研究開発税制については、平成29年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和3年度税制改正、令和5年度改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメリハリの強化を進めてきたところ。</li> <li>しかしながら、2021年に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において「官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする」ことが目標として示されており、官民合わせた研究開発投資（名目）は増加傾向にあるが、目標（第6期基本計画中に約120兆円）とは乖離がある状況（第1回総合科学技術・イノベーション会議基本計画専門調査会（令和6年12月24日））。このため、引き続き、企業の研究開発投資を増加させていくことが必要な状況であり、所要の重点化等を図った上で図った上で延長をすることが妥当。</li> <li>科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化」</li> </ul>																																				

			<p>の時代が到来。各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わず支えた上で、戦略技術領域に対する研究開発投資を拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコールフットイングな投資環境の整備等が必要。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>① 減収額実績（うち、資本金1億円以下の法人分）</p> <p>&lt;一般型&gt;  令和3年度 6,120億円（159億円）  令和4年度 7,255億円（422億円）  令和5年度 8,994億円（542億円）</p> <p>&lt;中小企業技術基盤強化税制&gt;  令和3年度 256億円（254億円）  令和4年度 241億円（237億円）  令和5年度 258億円（250億円）</p> <p>&lt;オープンイノベーション型&gt;  令和3年度 151億円（6億円）  令和4年度 141億円（12億円）  令和5年度 226億円（14億円）</p> <p>② 適用件数（うち、資本金1億円以下の法人分）</p> <p>&lt;一般型&gt;  令和3年度 3,556件（1,005件）  令和4年度 8,014件（4,091件）  令和5年度 9,047件（4,910件）</p> <p>&lt;中小企業技術基盤強化税制&gt;  令和3年度 5,558件（5,542件）  令和4年度 5,636件（5,624件）  令和5年度 5,638件（5,624件）</p> <p>&lt;オープンイノベーション型&gt;  令和3年度 593件（287件）  令和4年度 2,752件（1,351件）  令和5年度 3,120件（1,974件）</p> <p>（出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」）</p>	
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>		<p>① 租税特別措置法の条項 42条の4</p> <p>② 令和5年度適用件数（うち、資本金1億円以下の企業分）  (1) 一般型 : 9,047件（4,910件）  (2) 中小企業技術基盤強化税制 : 5,638件（5,624件）  (3) オープンイノベーション型 : 3,120件（1,974件）</p> <p>③ 令和5年度適用額（うち、資本金1億円以下の企業分）  (1) 一般型 : 8,994億円（542億円）  (2) 中小企業技術基盤強化税制 : 258億円（250億円）  (3) オープンイノベーション型 : 226億円（14億円）</p>

	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>○企業の自己負担研究費の推移（うち、資本金 1 億円未満の企業分）</p> <p>平成 26 年度 147,388 億円（4,887 億円）  平成 27 年度 147,727 億円（4,061 億円）  平成 28 年度 143,075 億円（4,419 億円）  平成 29 年度 149,863 億円（3,849 億円）  平成 30 年度 154,369 億円（3,585 億円）  令和 元年度 154,473 億円（4,010 億円）  令和 2 年度 152,236 億円（4,358 億円）  令和 3 年度 156,567 億円（4,815 億円）  令和 4 年度 169,982 億円（7,570 億円）  令和 5 年度 180,151 億円（5,466 億円）  （出典：総務省「科学技術研究調査」）</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>目標期間中であるが、官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円（5 年間）にするとの達成目標に対して、2021 年度～2023 年度の研究開発投資総額の合計は約 62.5 兆円（3 年間）。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 42 年度 創設 増加した試験研究費の 25%税額控除  昭和 43 年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除  12%以下増加分…25%税額控除  昭和 49 年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除  15%以下増加分…25%税額控除  昭和 51 年度 縮減 増加した試験研究費の 20%税額控除  昭和 60 年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設  中小企業技術基盤強化税制の創設  昭和 63 年度 拡充 特定株式の取得価額の 20%を増加試験研究費として特別加算  平成 5 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設  （共同試験研究促進税制の創設）  平成 6 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充  （国際共同試験研究促進税制の創設）  平成 7 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充  （大学との共同試験研究を追加）  平成 9 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充  （大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で支出する試験研究費を税額控除の対象に追加）  平成 11 年度 拡充 比較試験研究費の額を過去 5 年間の各期の試験研究費の額の多い方から 3 期分の平均額とし、当期の試験研究費の額を超える場合には、その比較試験研究費の額を超える部分の金額の 15%相当額を税額控除する制度へ改組。</p>	

		特別税額控除限度額を当期の法人税額の12%相当額（特別試験研究の額がある場合には、その支出額の15%相当額を加算することとし、当期の法人税額の14%相当額）に変更。
	縮減	基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑化法の特定事業者に係る特例の廃止。
平成13年度	拡充	特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を追加。
	縮減	伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金の廃止。
平成15年度	拡充	試験研究費総額の一定割合の税額控除制度（総額型）の創設。
平成18年度	拡充	試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設。
	縮減	税額控除率の2%上乘せ措置の廃止。
平成20年度	拡充	試験研究費の増加額×5%を税額控除する制度（増加型）の創設。
		売上高の10%を超える額×一定比率を税額控除する制度（高水準型）の創設。
平成21年度	拡充	産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。
	拡充	（経済対策）総額型等について①控除上限の引上げ（20%→30%）、②税額控除限度超過額の平成23、24年度への繰越控除を措置（22年度末まで）。
平成22年度	延長	増加型・高水準型の適用期限を2年間延長（23年度末まで）。
平成23年度	縮減	総額型の控除上限を20%から30%に引き上げる措置について、適用期限延長せず。
	延長	（平成23年6月再つなぎ法）総額型の控除上限を20%から30%に引き上げる措置を延長（23年度末まで）。
平成24年度	延長	増加型・高水準型の適用期限を2年間延長（25年度末まで）。
平成25年度	拡充	総額型の控除上限の引上げ（20%→30%）（26年度末まで）
平成26年度	拡充	増加型・高水準型の適用期限を3年間延長（28年度末まで）
		増加型を、試験研究費の増加割合に応じて控除率が高くなる仕組み（最大30%まで）に改組。
平成27年度	拡充	総額型と特別試験研究費税額控除制度（OI型）をあわせ、控除上限を30%（総額型25%、OI型5%）にするとともに、両制度を適用期限の定めのない措置に改組。

	<p>OI型について、①控除率の引上げ（12%→20%/30%）、②対象費用の拡大（中小企業者等からの知財権の使用料の追加）。</p> <p>縮減 繰越控除制度の廃止。</p>
平成 29 年度	<p>拡充 増加型を廃止した上で、試験研究費の増減率に応じて総額型の控除率の変動する仕組みを導入（控除率の一部は30年度末まで）。売上高試験研究費割合が10%超の場合、その割合に応じて控除上限を上乗せできる仕組みを導入（30年度末まで）。中小企業者等について、試験研究費が5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを導入（30年度末まで）。試験研究費の定義を見直し、サービスの開発を支援対象に追加。</p>
	<p>延長 OI型の要件を緩和。</p> <p>延長 高水準型の適用期限を2年間延長（30年度末まで）。</p>
令和 元年度	<p>拡充 特別試験研究費税額控除制度の控除上限引上げ（5%→10%）、支援対象の拡大及び一部控除率の引上げ</p> <p>総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。</p> <p>高水準型を廃止し、試験研究費割合が10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設（令和2年度末まで）。</p> <p>ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。</p>
	<p>延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和2年度末まで）</p>
令和 3 年度	<p>拡充 一般型（総額型から改名）の控除上限を25%から30%に引き上げ（2年間）</p> <p>※2020年2月1日より前に終了する事業年度と比較し一定の要件を満たした場合。</p> <p>一般型の控除率を見直し増加インセンティブを強化。</p> <p>自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。</p> <p>特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部化法人及び人文系の研究機関を追加。</p>
	<p>縮減 特別試験研究費について、50万円超の共同研究に限定。</p>
	<p>延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和4年度末まで）</p>
令和 5 年度	<p>拡充 一般型試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する仕組みを導入するとともに、控除率の傾きを見直し増加インセンティブを強化。</p>

	<p>ビッグデータやAI等を活用したサービス開発において、データの収集だけでなく、既存データを活用する場合も対象に追加。特別試験研究費におけるスタートアップの定義を見直すとともに、高度研究人材の活用を促す措置を追加。</p> <p>延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を3年間延長（令和7年度末まで）</p> <p>令和6年度 縮減 試験研究費の額の範囲から、居住者が国外事業所等を通じて行う事業に係る費用の額を除く。一般型について、増減試験研究費割合が0に満たない場合の税額控除割合を適用年分の区分に応じて見直すとともに、税額控除割合の下限を1%から0%に引き下げ。</p>
--	--

令和 8 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（環境省）

項目名	第 1 次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討の開始											
税目												
要望の内容	<p>第 1 次国土強靱化実施中期計画及び経済財政運営と改革の基本方針 2025 において、「実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。」と記載されたことを踏まえて財源確保方策の検討を関係府省庁（注）において開始する。</p> <p>（注）関係府省庁は、内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省</p> <table border="1" data-bbox="900 792 1503 958"> <tr> <td data-bbox="900 792 1230 853">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1230 792 1503 853"></td> <td data-bbox="1401 801 1497 837">百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="900 853 1230 913">（制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1230 853 1503 913">（</td> <td data-bbox="1401 862 1497 898">百万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="900 913 1230 958">（改正増減収額）</td> <td data-bbox="1230 913 1503 958">（</td> <td data-bbox="1401 922 1497 958">百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額		百万円	（制度自体の減収額）	（	百万円）	（改正増減収額）	（	百万円）
平年度の減収見込額		百万円										
（制度自体の減収額）	（	百万円）										
（改正増減収額）	（	百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国土強靱化を推進するに当たり、安定的な財源を確保すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要がある。</p> <p>「第 1 次国土強靱化実施中期計画」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）においては、令和 8 年度からの令和 1 2 年度までの計画期間内に実施すべき施策（全 326 施策）を位置付けるとともに、そのうち推進が特に必要となる施策（全 114 施策）及びその事業規模（おおむね 20 兆円強程度）を定めている。</p> <p>国土強靱化の取組を安定的に推進するためには、財源確保が重要であることから、財源確保方策の検討を開始するものである。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定） 第5章 フォローアップと計画の見直し さらに、今後の実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。</p> <p>○「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定） 第2章 4. 国民の安心・安全の確保 (1) 防災・減災・国土強靱化の推進 国土強靱化実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。</p>
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
		政策目標の達成状況	
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	
		前回要望時の達成目標	
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
	これまでの要望経緯	新規要望	